

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る  
昭和四年四月十五日第三種郵便物  
(日)

# 鳥取県公報

## 目次

◇ 条例  
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

## 条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第五十九号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「加算年」の下に「の年月数(同条第六項の規定により同条第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。)」を加える。

### 附則

#### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月一日から適用する。

(外国特殊機関職員期間の算入に伴う経過措置)  
 第二条 この条例による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十三條の二及びこの条例による改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十九年十月一日から退職年金を受ける権利又は

遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。  
 2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。  
 3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和三十九年十月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行なわれないものとする。  
 4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合にお

いては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、既に国庫又は地方公共団体(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還された額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の十分の一に相当する額をそれぞれその年額から控除した額とする。  
 5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和三十一年九月三十日において現に法律第百五十五号附則第四十三條の二及び改正後の条例第五條第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員と

しての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分からこれらの規定を適用してその年額を改定する。  
 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 昭和三十九年十二月二十五日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六十号  
 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

この条例中

町、江府町及び溝口町	日野北部農業改良普及所	日野郡江府町	日野
	日野南部農業改良普及所	日野郡日南町	日南
			日野農業改良普及所

日野郡日野町 日野町、江府町、溝口町及び日南町

める。

附則

この条例は、昭和四十年一月一日から施行する。

に改

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火 金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価

一部 月額 二五〇円(送料共)

〕所

県